Public relations magazine

知りたい経営・税務・財務・労務情報満載!

2022.7月号 **No.011**

th sense

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人 セブンセンス社会保険労務士法人 セブンセンス行政書士法人 セブンセンス株式会社 株式会社アイクス 株式会社東京ビジネスセンター セブンセンスマーケティング株式会社 セブンセンス R & D 株式会社 https://www.seventh-sense.co.jp/





INDEX

セブンセンスグループP.	2
ちょっと I Тタイム Р.	4
バーチャルオフィスサービス P.	5
インボイス制度 準備は進んでいますか? ··· P.	6
人事ナビ キャリアアップ助成金が随時変更 ··· P.	8
事業承継に関する大事なお話	10

h 会計事務所業界をリードする、国 それが、セブンセンスグループ。



未来をとらえて半世

セブンセンスグループは、

現在、スタッフ数は総勢約200名。

拠点は東京、千葉、静岡、鳥取、沖縄など日本全国10か所。

お客様は全国2,000社を優に超え、

静岡県や山陰地方においては地域ナンバーワンを誇ります。

この先、半世紀も、お客様や社員、企業に関わる

全ての人々と幸せを共有するために。

革新的でユーモアあふれる自由な発想を持ちながら、

"業界最先端"の会計事務所グループとして

邁進して参ります。

【セブンセンスイズム】(基本理念)

五感+第六感+ユーモアのセンス(7th sense)

Sense of Humor

セブンセンスグループは、

お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、 仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

【フィロソフィー】(経営理念)

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とし、 プロフェッショナルとしての仕事を通じて、 グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

【ミッション】(社会的使命)

- ●お客様から最高に信頼される相談相手となること
- ●全従業員の物心両面の幸せを追求すること

【コアバリュー】(価値観・行動指針)

- ●常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- ●お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- ●自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- ●社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- ●最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- ●個性を尊重し、コミュニケーションを大切にする
- ●今日を変え、明日を変え、未来を変える



【資格者紹介】

- ■税理士(12名) ■社会保険労務士(9名) ■行政書士(2名)
- ■中小企業診断士(3名) ■ファイナンシャルプランナー(7名)
- ■宅地建物取引士(3名) ■事業再生アドバイザー(6名)
- ■MAS監査プランナー(5名) ■文書情報管理士(1名)など

事業一覧

セブンセンスグループでは、下記を一例に多岐にわたる事業を展開しています。

会計 · 税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

※各拠点により対応が異なる場合がございます。 ※2021年9月1日現在の情報です。

ちょっとITタイム



山口 高志

中小企業 DX 推進 研究会 やまぐち たかし

■ITを使って仕事を 便利に楽しく出来る よう、毎日情報収集 中です!

会長中です



■「パスワードの管理 どうしていますか?」

スマートフォンやタブレットを使うときのロック解除パスワードから、インターネットのサービスにログインする時に使うパスワード、会社のシステムを使う際に入力するパスワードなど、現代はパスワードの入力を求められる場面は数多くあります。皆さんはパスワードの管理をどのように行っていますか?

手帳に書き留めてある方もいらっしゃるでしょうし、付箋に書いてモニターの周りに貼ってある方もいらっしゃるかもしれません。もしかしたら、いつも同じパスワードを使うことにしているから覚えてるよ!という方もいらっしゃるかもしれません。サービス毎にパスワードを変更していて、どのサービスでどのパスワードを使っているか分からなくなってしまった経験をお持ちの方もいらっしゃることかと思います。

■ パスワードに関しての3つのポイント!

パスワードあるあるは挙げだしたらきりが無いわけですが、大事な情報へのアクセスを守るパスワードに関しては、 以下の3つの事を意識して頂き、大切な情報を自らの手で守るようにしましょう。

- 1. パスワードは流出するものと認識する
 - → 自分が気をつけていても、使っているサービスから何かしらの事情で流出する可能性があります。 パスワードはどこからでも流出するものと思いましょう。その為、同じIDとパスワードの使い回しは 厳禁です。面倒くさくても使用するサービス毎にパスワードは絶対に変えましょう。
- 2. 大文字、小文字、数字などの3種類を組み合わせるようにする
 - → コンピュータの性能が向上し、8 文字程度のパスワードは簡単に総当たりで解析できる時代に なりました。少しでも解析を遅らせるために、できるだけ使う文字の種類を増やしましょう。可能で あれば記号も織り交ぜて文字数も8 文字以上に増やしましょう。
- 3. 多要素認証が使えるサービスでは必ず利用する
 - → ワンタイムパスワード、生体認証、SMS認証など、通常のID+パスワードの他にもう一つ認証の要素が使える場合は必ず設定して使うようにしましょう。特に指紋認証等の本人でしか認識されない生体認証の仕組みが使えるときは出来る限り使うようにしましょう。

■ パスワードの作成と管理はコンピューターに任せて!

サービス毎に異なるパスワードの作成は手間が掛かりますが、最近ではパスワードの作成をスマートフォンの機能や Chrome,Edge と言ったブラウザーの機能でサポートしてくれるようになっています。パスワードの登録画面で、複雑なパスワードをボタン 1 つで作成してくれるお知らせが出てきたら、是非活用してみて下さい。また、そのままスマートフォンやブラウザーがパスワードを記憶してくれる機能も付いているので、サービス毎に異なるパスワードを覚えておく必要も無く管理が楽になります。

ただし、パスワードを覚えてくれいるスマートフォンやブラウザー(パソコン)が他の方に使われたら、 せっかくパスワードを複雑にしていても意味が無くなってしまいます。 他の人が使えないように、指紋認証やワンタイムパスワードなどを使って、スマートフォンやパソコンを自分だけが使える環境にするように心がけましょう。



バーチャルオフィスサービス

オフィスサービス

ご利用料金

- ●初期費用料金 税抜7,800円(税込8,580円)
 ※サービス登録費として(初回契約時のみ)
- ●月額利用料金 税抜4,980円(税込5,478円) ※最低1年からのご利用となります

プラン内容(利用料金に含まれるサービス)

- ●法人登記(個人様の利用可能) ※事務所スペースのご提供はありません 所在:東京都中央区銀座8丁目18番3号 銀座加藤ビル2階
- ●郵便転送サービス 普通郵便で週1回、郵便物をご登録住所に転送

ご利用 条件

- 1 ▶毎週金曜日・普通郵便で発送(郵送方法の指定は承れません)
- 2▶A4サイズ・厚さ2cm以内まで(大きなサイズは着払いで転送)
- 3▶ご登録住所が国外の場合は、別途料金が発生します
- ●上記に伴った、不要物の溶解処理(廃棄を指示されたDMなど不要なもの)

お申し込み・ご質問はメールにて承ります

info002@seventh-sense.co.jp

御社名・ご担当様名(代表者様名)・電話番号・メールアドレスをご記入の上 **©** ご送信ください。お申し込みの流れなど詳細を、弊社担当からご連絡いたします。



信頼性担保のためサービスご利用前に、 代表者の方の本人確認・面接を実施いたします

経営実態のある方・企業に限ります (開業予定の場合は事業計画)



運営会社:株式会社東京ビジネスセンター

インボイス制度 準備は進んで

税理 士 布施 永善

税理士 法人

代表社員

■子供のスイミング スクールの送迎合間 にウォーキングを楽 しんでいます。

ふせ ながよし



インボイス制度

今回は、2023年10月からスタートする消費税のインボイス制度を紹介します。

制度開始までに登録事業者となるには2023年3月末までに申請が必要なので、事前準備が大切です。

1. 仕入税額控除の要件の変遷

消費税は、売上等を計上した際に預かる消費税から仕入や経費・設備投資を計上する際に支払う消費税をマイナスするという方法で税額計算を行います。

この計算の際に『支払う消費税をマイナスする』ことを『仕入税額控除』というのですが、2019年10月から複数税率(標準税率10%、食品等の軽減税率8%)が導入されたことに併せて適用を受けるための要件が『請求書等保存方式』から『区分記載請求書等保存方式』へと見直されています。

2023年10月以降は仕入税額控除の要件が現状の『区分記載請求書等保存方式』から『インボイス制度』に変更となります。

~2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月~2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	<mark>2023年10月~</mark> (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿 の保存	一定の記載事項が追加された仕入 れの事実を記載した 帳簿 の保存	(同左)
請求書等の客観的な証拠 書類の保存	一定の記載事項が追加された請求 書等(区分記載請求書 等)の客観 的な証拠書類の保存	適格請求書 (インボイス) の保存

2. インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

インボイス制度の要点は、下記のとおりです。

- ■買い手は仕入税額控除の適用のために、原則として売り手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります。
- ■売り手がインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があり、登録を 受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。



いますか?

3. なぜインボイス制度が必要になったのか

消費税の税率が単一税率だった際は取引総額が分かれば仕入税額を計算することができましたし、取引の際にやり取りする通常の請求書等があれば対応可能でした。

これに対し、複数税率のもとで買い手に税額を正確に伝えるためには従来の様式では対応が難しくなります。このため『売り手』側が請求書等を作成する際は適用税率・税額を別記し、事後検証のために交付した請求書等の保存を『売り手側』にも義務づけるという必要がありました。ただ、こういった内容を消費税の免税事業者に義務づけることはできないため、『登録を受けたインボイスを作成できる者』が発行する『インボイス』をもって仕入税額を計算するということになったのです。

4. 登録を行う必要はあるの?

現時点で消費税の課税事業者であれば、登録事業者となってもそれほど大きな負担が生じない可能性が高く、また、B to B 取引を行っていれば取引業者からインボイスを求められるため登録を行うのが現実的な対応ではないかと思います。

一方、免税事業者の場合は事務負担に加えて消費税の申告・納付という負担も増えることになるため、 下記のポイントを踏まえて登録すべきかどうかを検討するのがいいのではないでしょうか。

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ■課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- ■課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- ■消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ■登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。
- ■登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- ■必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょうまた、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

5. まとめ

インボイス制度の登録を受けるべきかどうか、また、登録する場合にはどういった書類をインボイスとするのかを検討したりシステム改修を行う準備が必要となります。判断に迷ったり詳しい制度内容の説明を聞きたいという場合はお早めに相談くださいますようお願いします。

令和4年4月1日から キャリアアップ助成金が随時

労務部 山崎 岳彦

オフィス ■趣味:お酒を飲む

東京上野 やまさき たけひこ

こと (現在自粛中)、 ラグビー観戦(競技 経験あり)

特定 社会保険 労務士

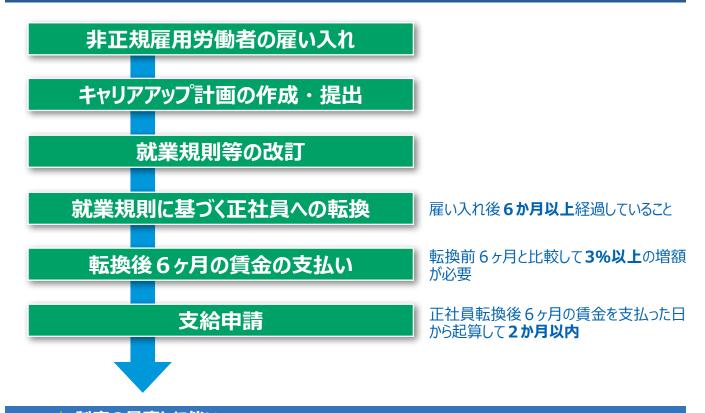


キャリアアップ助成金とは

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間 労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業 内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改 善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

特にキャリアアップ助成金正社員化コースは、労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、 優秀な人材を確保するために様々な企業で活用されることの多い助成金の1つです。

キャリアアップ助成金の活用の流れ



制度の見直しに伴い キャリアアップ助成金正社員化コースの内容が変更されています

改正のポイント

令和4年4月1日以降の変更

A. 有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成が廃止されました。

「変更前〕

①有期→正規:1人当たり57万円

②有期→無期: 1人当たり28万5千円(廃止)

③無期→正規:1人当たり28万5千円

「変更後]

①有期→正規:1人当たり57万円

②無期→正規:1人当たり28万5千円

变更

令和4年10月1日以降の変更

B.正社員の定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要になります。

現行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

- ※賞与を原則として不支給とする規定や、賞与を支給することが明瞭でない場合は支給対象外になります。
- (例)賞与は支給しない。ただし、業績によっては支給することがある。

賞与の支給は会社業績による。

- ※昇給は、客観的な昇給基準等に基づかなくても賃金据え置きを可能とする規定がある場合は支給対象 外になります。
- (例)会社が必要と判断した場合には、賃金の昇降給その他の改定を行う
- ※客観的な昇給基準に基づき賃金据え置きの規定をおいている場合は、支給対象になります。
- (例)昇給は勤務成績その他が良好な労働者について、毎年〇月〇日をもって行うものとする。ただし、 会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は行わないことがある。

C. 非正規雇用労働者の定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要になります。

現行	6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改正後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を 6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者 例)契約社員と正社員とで異なる賃金規定(基本給の多寡や昇給幅の違い)などが適用されるケース

※就業規則に、「契約社員及びパート労働者の就業に関する事項については別に定める」と、非正規雇用 労働者を別規定にしている場合や

就業規則は正規雇用労働者・非正規雇用労働者で一体となっていたとしても、「正規雇用労働者」「契約 社員」「パート」が区別して規定されている場合で、

※基本給、賞与、退職金、各種手当等のいずれか一つ以上で正規雇用労働者と異なる制度を明示的に定めていれば(基本給の多寡や賞与の有無等)支給対象となり得ます。

ご不明な場合は、セブンセンス社労士法人までお問い合わせ下さい。

出典元:厚生労働省HP

事業承継に関する大事なお話 <u>~超高齢化社会の到来</u>~

飯田 邦博

株式会社 アイクス

代表取締役

いいだ くにひろ

■趣味はオートバイ。
愛車はカワサキゼファー1100。コロナ禍でリターンライダーが増えたようですが、
我が愛車とは29年の付き合いです。



2025 年問題

数年前から事業承継に関して、「2025年問題」という言葉を耳にされた事は多いと思います。

改めて2025年問題とは、どのような事を意味するので しょうか?

2025年問題とは、日本が直面する超高齢化社会の諸問題をいいます。

高齢者の割合がこれまでになく高まり、医療費、社会保障、その他の課題にどのように取り組んでいくかが大きな問題となることが指摘されています。まもなく向かえる2025年は、戦後の第一次ベビーブームに生まれた世代が75歳の後期高齢者の年齢に達する年となります。社会の超高齢化に伴い、認知症を患う高齢者の増加、高齢者世帯の増加、死亡者数の急激な増加などの問題が生じ、医療費の増大に伴う財源確保の問題、介護を必要とする高齢者の増大に対する医療介護従事者の人手不足などが深刻化する事になります。

第一次ベビーブーム 団塊の世代とは

日本における戦後のベビーブーム、1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)に生まれたおよそ810万人の人たちを指します。作家堺屋太一氏が自身の著書でこの世代を「団塊の世代」と称し、一般化定着しました。人口のボリュームが多く、日本の経済成長を支えてきた世代であり、第二次世界大戦後の高度経済成長、バブル経済、平成不況を経験しており、日本社会に多大な影響を与えてきた世代の方々です。

団塊の世代

昭和22年生まれ(1947年) 2022年75歳 2025年78歳 **昭和23年生まれ**(1948年) 2022年74歳 2025年77歳 **昭和24年生まれ**(1949年) 2022年73歳 2025年76歳



後継者不在の現状

かつて66%、2/3の事業者に後継者がいないと言われていた中小企業の実体は、現在どのような状況なのでしょうか?

近年のコロナ禍は、中小企業の後継者問題にも影響を与えました。帝国データバンクの全国企業「後継者不在率」動向調査(2021年)によると、事業承継問題は、コロナ禍で大幅に改善され、後継者不在率は、61.5%、過去10年で最も低い数値との発表がありました。意外に感じる方も多いかもしれませんが、かつての認識からは大きく改善されていることになります。承継方法の内訳は、親族による事業承継の割合は減少し、第三者(会社の役員・従業員含む)による引継ぎが進んでいる状況です。 事業承継補助金を用いて第三者による経営資源の引継ぎを後押しする国の政策も効果が現れています。

また、第三者承継(M&A)の認知が一般に広がり、業務を手がける仲介業者や専門家が増え、小規模の案件でも相手探しが可能になった環境も要因のようです。

会計事務所が現場で感じる事業承継

全国統計で改善が進んでいるとはいえ、地方の中小企業にとって後継者不在は依然として深刻である事に変わりありません。事業者によって状況や事情が異なるため、一概に対応策をお伝えすることは難しいのですが、後継者問題の検討には時間がかかるため、早期着手が最も重要です。

セブンセンスグループでは、事業承継に関する情報発信や個別相談を承っております。事業の継続と成長のための一助となればと思います。



セブンセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする プロフェッショナルとしての仕事をする グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

https://www.seventh-sense.co.jp/

セブンセンス税理士法人 セブンセンス社会保険労務士法人 セブンセンス行政書士法人 セブンセンス株式会社 株式会社アイクス 株式会社東京ビジネスセンター セブンセンスマーケティング株式会社 セブンセンスR&D株式会社





■東京赤坂オフィス

〒107-0052 東京都港区赤坂2-15-16 赤坂ふく源ビル4階 Tel:03-6426-5542

■東京上野オフィス

〒110-0005 東京都台東区上野3-14-1 UENO CUBE EXECUTIVE2.4.5階 Tel:03-6803-2905

■東京銀座オフィス

〒104-0061 東京都中央区銀座8-18-3 銀座加藤ビル2階

■千葉若葉オフィス

〒264-0029 千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22 深谷ビル2階 Tel:043-234-9132

■静岡オフィス

〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田3875-92 Tel:054-264-3171

静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■静岡沼津オフィス

〒410-0056 静岡県沼津市高島町15-5 ぬましん COMPASS 2F

■山陰オフィス

〒683-0805 鳥取県米子市西福原3-3-1 YNT第4ビル3階 Tel:0859-21-1171

■石垣島オフィス

〒907-0014 沖縄県石垣市新栄町6-18 石垣市 | 丁事業センター2階

セブンセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、 中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。 会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、 全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



起業・開業支援



相続・資産対策



人事・労務





会計事務所向け

アウトソーシングをお考えの力